

一九六〇年代における水上居民の「陸上引き上げ」政策

—大埔元洲仔を事例に—

岸 佳 央 理

はじめに

本稿で扱う水上居民とは現代中国語で「水上人」といい、船上生活者を意味する⁽¹⁾。一九七〇年代頃まで、イギリス支配下の香港を含め、中国南部の沿海、内陸河川、湖沼上で、相当多数の人々が船上生活を送っていたが、現在その数は急速に減少している。中でも香港のそれが急激に減少したのは、一九六〇年代及び七〇年代であるが、当時の新聞は、こうした事実を香港経済の安定、都市化の進行そして香港政庁の再定住化政策⁽²⁾によるものであると活発に報道している。その一方で、水上居民研究史を見て意外に思われるのは、この事実を目の当たりにしたであろう研究者でも、陸上へ住み替えようとしている水上居民の状況を検討しているものが稀であるという点である。

そもそも華南の水上居民が学術研究の対象となったのは一九三〇年代のことであるが、一九五〇—六〇年代からは、中国本土で社会学・人類学の調査が禁止されたため、香港での現地調査が活発化した。ここで、一九五〇年代以降の香港水上居民研究を概観しておこう。例えば一九五〇年代に香港新界東部の漁村涪西洲で水上居民を調査したウォード (Ward Barbara)⁽⁴⁾、香港島南部で調査した可児弘明は、フィールドワークで得た綿密な情報を基に、当該地域の水上居民の社会

構造や漁業経済生活を明らかにしている。そればかりでなく、起源問題を主題にして、彼らを非漢民族と看做してきたこれまでの研究を強く批判している。一九六〇年代にはアンダーソン (Anderson, E.N., Jr.)⁹⁾が、青山湾で長期間調査を行い、水上居民の文化的特徴のほとんどは、生業や水上生活によって生じたものに過ぎず、これを非漢民族に由来するものと結論付けるには至らないと述べている。さらに一九八〇年代に入ると、渡邊欣雄が香港各地の漁村における年中行事や漁民の社会組織に言及し、水上居民と陸上居民の差異は生業の差であって、民族的なそれではないと指摘している。¹⁰⁾

これらの研究の共通の成果は、水上居民の一見特殊な文化は、水上生活という生活様式に依拠するものであると強調し、学術的に水上居民の非漢民族説を否定しているところにある。しかし、起源問題を主題にするという点では、それ以前の研究を踏襲しており、当時の変化、即ち水上居民の陸上定住化に対しては積極的に関心を示していないように思われる。

もちろん可児のように、新界大埔元洲仔における水上居民の「陸あがり」過程の事例を検討することは、その全体的動向の典型的なパターンを確認し得ると述べるものもある。⁸⁾だが注目すべき問題は、水上居民が政府側の説得あるいは強制なく、そして助力も妨害もなく、自発的行為によって「陸あがり」しつつあると述べているにも関わらず、実際には当地における事例研究を行っていないということである。

加えて、水上居民の陸上定住に対する行政の態度についての可児の所論には、再検討の余地がある。というのも、一九七〇年五月一日『スター』紙は「水上居民人口の減少」という見出しで、

約二〇〇艘が自発プログラムに基づき破壊された、と昨日布政司 (Secretary) の報道官が述べた。一九六六年に始まったこの計画は、水上居民の終焉理由の一つになり得ると期待されている。…その計画では、水上居民に対して、徙置事務處 (Resettlement Department) の管轄許可地を与える。「土地が与えられるという」恩恵を受けた水上居民は、家を建て家賃を支払わなければならない。こうした形での彼らの自発的な参加によって、プログラムは進

行していく。その見返りとして、水上居民は海事處 (Marine Department) の監視の下、自身の船を破壊することになっっている、と報道官は言う⁹⁾。

と報道しているからである。つまり、この記事から、政庁が行政機関を通じて、水上居民の陸上定住に関与していることが窺え、可児の言う水上居民の自発的行為としての「陸あがり」とは必ずしも言えない。このことから、彼らの陸上定住という事象が、如何なる機関の関与も受けず水上居民自身が引き起こしたものであるのか、あるいは他者の関与によって生じた事象であるのか、陸上定住過程の事例を研究する必要性があろう。

また、一九八〇年代香港島の西方、大嶼山の西側に位置する大澳を調査した廖迪生及び張兆和は、「漁船↓棚屋↓陸上¹⁰⁾」という水上居民の三つの住居形式の変遷を通して、彼らの「陸あがり」の動的過程を明らかにしている。こうした考察からは、水上居民が居住様式を段階的に変化させながら陸上へ住み替える様が窺える¹²⁾。しかし両氏の議論も、水上居民の居住形式の段階的变化をやや図式的な形で示すに止まり、「陸あがり」の実態あるいはその過程について詳細な検討がなされていない。

以上から、陸上定住過程自体、水上居民研究史上、興味深い課題であることがわかる。そこで本稿は、一九六〇年代の新界大埔元洲仔水上居民が陸上定住する過程の検討を通じ、その目的及び政庁の態度を捉えたい。当該地域には新界民政署官員の官邸が建てられ、彼らが水上社会の状況を目の当たりにしていたことで、政策議論がより具体的に進められ、行政の態度が顕著に表れていると考える。

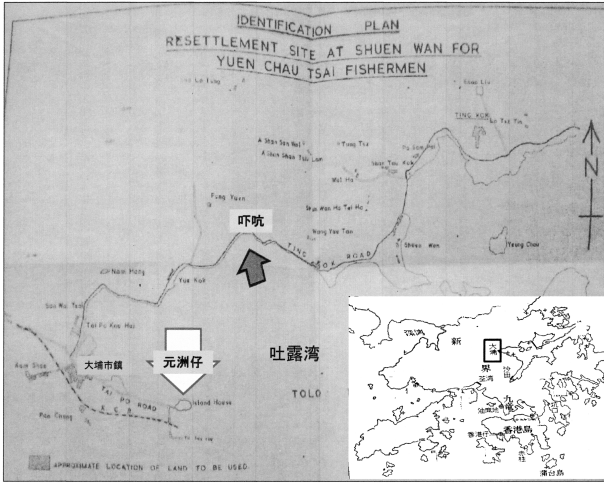
さて陸上定住過程を追うにあたり、本稿は、香港歴史檔案館 (Hong Kong Public Record Office)¹³⁾ 所蔵の書翰集、「HKRS1075-278」及び「HKRS1075-279」を検討する。前者は一九六二年二月一五日から一九六七年一月二六日まで、後者には一九六七年一月二六日から一九六八年一月五日までの新界民政署 (District Commissioner of New Territories) や大埔理民府 (District Officer of Tai Po)、衛理公会 (Methodist Church)、馬海 (Spence Robinson) 等の関係機関の

間で交わされた約二〇〇通に及ぶ手紙、議事録、調査報告書が収められている。そのためこれらの文書から、元洲仔水上居民の陸上定住過程における、諸機関の態度を知り得る。ただし後者の書翰集は、住居建設計画に関する文書で締めくくられているため、陸上定住の最終段階は判然としないという史料制約がある。ただ、政策過程を段階ごと——課題設定過程、政策形成過程、政策決定過程、政策実施過程及び政策評価過程——に分ける場合、とりわけ政策決定過程までの段階が重要である点に、本稿は着目している。即ち、まず社会に発生している様々な問題のうち、行政が解決に取り組みべき問題を定める段階、そして当該問題を解決するための情報を収集する段階、採り得る政策を検討する段階、そこから一組の政策を選び取る段階であり、問題を定める段階、別言すれば「課題設定」段階は、政策を規定し方向づけるとともに、最後に政策の実現度があるものに照らされ検討されることを鑑みると、評価の指標としての役割も含んでいると言える。以上から、史料制約はあるものの、水上居民の陸上定住化のための政策課題設定及び政策実行のための計画検討段階における議論を考察することで、水上居民の陸上定住目的の把握、その事象に対する政庁の関与の有無を明らかにすることができると予想している。

なお、本稿に登場する諸官署・団体について、ここで簡単に説明しておく。新界民政署や大埔理民府は、中央行政組織の一員として議会で選出された。このため、両行政官は布政司の要求に応え、政策の解決案を提案することもあった。新界民政署は、植民地布政司の管轄下で、新界地域を統治する権限が与えられ、当該地域の住民との窓口という役割を担っていた。さらにその管轄下には理民府が置かれ、大埔理民府は大埔区⁽¹⁴⁾を統括した。衛理公会はプロテスタントの一派であるが、一九五〇年代に中国本土より難民と共に来港して以来、彼らの社会福祉活動——衛斯理村や亞斯理村、愛徳村（元洲仔水上居民のための新村）の建設——を行った。こうした活動を通じて勢力を伸ばし、間もなく香港において最大の基督教団体の一つになった。馬海は、一九〇四年に上海で立ち上げられ、イギリス建築学による設計を行っていた建築事務所である。一九四七年に香港に移設後、基督教団体や慈善団体、行政組織から建設事業の依頼を受けるようになった。

第一章 調査報告書に見る元洲仔水上居民の概況

本論の前提として、元洲仔の概況について述べておく。元洲仔は大埔市鎮東部に位置し、新界の大埔区に属している。吐露湾に囲まれ、島の中央には山がそびえる自然豊かな地であったため、農業漁業に従事しやすい地理的条件を備えてい



図一元洲仔の位置

た。一九〇三年、九龍から連接する大埔路の施工に伴い、当地も開発対象とされた。開発とは主に、大埔区に勤務していた官員のための官邸建設及び島と大埔を結ぶ道路の建設であった。一九〇四年、三万一千香港ドルを費やして建設工事が施工し、一九〇六年三月に竣工した。初め、二名の警務裁判司 (Police Magistrate) 及び二名の助理田土主任 (Assistant Lands Officer) が居住したが、一九四七年からは、当官邸は新界民政署の官邸 (Island House) として使用されるようになった。そして一九五〇年代、広東省海豊縣や陸豊縣、汕尾から鶴佬漁民が段階的に来航し、この地に停泊するようになった¹⁵⁾。

元洲仔の漁業状況及び当地に停泊していた水上居民人口については、一九六六年一月一日から九日に大埔水産推広辦事處 (Tai Po Fisheries Extension Office) の監修によって実施された調査の統計結果に依拠しつつ分析したい¹⁶⁾。というのも、統計結果を大埔理民府に提出した際、理民官が本調査の正確さを強調し、統計結果から得られた情報を

付表一 「船種と船数」

	蝦トロール漁船 (Shrimp Trawler)	延縄漁船 (Liner)	巾着網漁船 (Purse seiner)	刺網漁船 (Gill netter)	合計
動力化漁船 (Mechanized)	40	20	30	36	126
非動力化漁船 (Non-mechanized)	1	5	131	238	375
合計	41	25	161	274	501

[出典] HKRS1075-2-78 91'

付表二 「漁船人口」

	男性	女性	合計
動力化漁船 (Mechanized)	609	427	1036
非動力化漁船 (Non-mechanized)	1332	1061	2393
合計	1941	1488	3429

[出典] HKRS1075-2-78 91'

政策に反映させる意向を伝えていることから、本統計結果が政策の基本データと考えられるからである。

付表一は、元洲仔に停泊していた「船種と船数」の統計をまとめたもので、当該地域の漁船の動力化の進行を知り得る。可見が、「一九四六年九月、在来のジャンク型漁船にエンジンをつけた動力漁船第一号が現れてから、政府の指導で一九六四年までに六一・八パーセント、一九六七年までに七四パーセントの漁船が動力化した」と述べ、一九六〇年代当時、香港では漁船の動力化が顕著であったことを指摘している。しかし元洲仔の場合、動力漁船は全体の二五パーセントと普及程度は低い。動力船の船種項目を見ると、蝦トロール漁船の船数が全体の三二パーセントを占め最も多く、延縄漁船は全体の一五パーセントと最も少ない。一方非動力漁船では、蝦トロール漁船の船数が最も少なく、刺網漁船は全体の六三パーセントを占め最多である⁽¹⁸⁾。

非漁船世帯は五四六世帯で決して少なくない。その内訳から、住居兼用船に三二八世帯即ち非漁船世帯数全体の六〇パーセントが、スクォッター簡易住居——棚屋のように浅瀬に木造の支柱を建てその上に簡易住居スペースが確保された

付表三 「非漁船住居世帯数」

住居兼用船 (Houseboats)	スクォッター簡易住居 (Squatter huts)	その他 (Others)	合計
328	194	24	546

[出典] HKRS1075-2-78 91'

付表四 「非漁船住居人口の職業統計」

職業 (Occupation)		数
a	漁民、船主 (Fisherman, own vessel)	286
b	漁民、従業員 (Fishermen, employee)	139
c	肉体労働者 (Labourer)	252
d	工場労働者 (Factory worker)	628
e	甲板員または小型艇長 (Deckhand or coxswain)	49
f	主婦 (Housewife)	290
g	引退者 (Retired)	185
h	学生 (Student)	567
i	子ども :12歳ないしそれ以下、学校に通っていないか未就学児童 (Children, 12 or under and not attending school, or below school age)	1123
j	その他 (Other)	120
k	失業者 (Unemployed)	4
l	わからない (Unknown)	155
合計		3798

[出典] HKRS1075-2-78 91'

様式のもの——には一九四世帯即ち三六パーセントが、そして残りの四パーセントの世帯がその他の居住様式にそれぞれ生活していることになる。

付表四は、非漁船居住者の生業をまとめたものである。まず漁業従事者数を示している a 及び b 項目に注目したい。彼らは居住様式こそ漁船でないが、漁業に携わる者であり、一応漁民と見なし得る。そこで、付表二の人口数の合計に、付表四 a 及び b の合算人口四二五人を含んで考察することは十分に可能であろう。すると、漁船居住人口と合わせて三五四人になり、元洲仔における水上人口の約半数が漁民であることがわかる。

d 項目は、非漁船に居住する全人口の一七パーセントが工場労働者であることを示している。生業を職種別に見ても、彼らの中で工場労働人口は多いと言え

る。このことから、元洲仔の水上居民には漁民のみならず、工場労働者も決して少なくないことが明らかになる。加えて、本調査が実施される三年前、新界民政署署長が大埔理民官に宛てて書いた一九六三年六月七日付け書翰に、より多くの漁民が陸上で仕事に就くため元洲仔に来ており、自身の船を住居として使用するようになってい(19)ます。と記していることから、元洲仔が既に軽工業都市の建設が進行していた九龍へ行き来しやすい位置にあったため、陸上での仕事に転身しようとしている水上居民にとって、当地での停泊は、都合がよかったという状況が窺える。ところで、生業を陸上から得ている場合でも、依然水上生活を維持している者が少なくないという状況は何故生じるのであろうか。

当時の新聞記事は、陸上に家屋を建てる場合、

(20) 政府は水上居民に家を建てるよう空き地を提供する。安価な建材が入手できる時もあるが、平均価格は二〇〇香港ドル

であったため、資金を持っていなければ実際に移り住むことができなかつたと報道している。また別の記事では、水上居民の経済状況を考慮しつつ、彼らがアパートの家賃を支払うことについて、

張氏は今日、香港仔にアパートがあるけれど安価ではないと述べた。氏によれば、ほとんどのアパートの家賃は一ヶ月四〇香港ドルから六〇香港ドルであるが、それは水上居民にとって高すぎるものである、とい(21)う。

と報道していることから、水上居民にとって陸上のアパートに移り住むための資金を貯蓄することが、どれ程困難であったのか容易に想像できる。こうした状況下では、

一ヶ月部屋を借りると、三〇香港ドルから一〇〇香港ドルになり、寝床を借りるだけでも一〇香港ドルから二〇香港ドルかかるため、多くの工場労働者は、土地に住むよりも古びたジャンクに住む方が、ずっと安いことを知(22)っていた。

という新聞記事が示すように、仕事場を海から陸上へシフトさせた水上居民が、陸上に恒久的な住いを得る場合は少なく、経済的困難のために船上生活を維持しようとしていた事情を知り得る。

第二章 政策目的設定過程にみる行政の態度

一九六五年二月一二日、「大埔元洲仔における水上居民の移住計画」⁽²³⁾の中で、元洲仔水上居民の陸上定住化の目的として以下の三点が公表された。

- ① 健康…本地は新界のコレラ流行の発生地として知られている。
- ② 台風…台風に際し、本地は長らく政府の心配の種になっていた。
- ③ 生活水準…本地の水上居民の生活水準は極端に低い。彼らを移住させることで、彼らの生活態度全般の改善がなされるだろう。

とりわけ①項目に、当該地域の健康被害が挙げられていることから、この問題が最重要課題と看做されていることがわかる。では何故それを目的に設定したのか。政策課題設定に至るまでの議論内容を追うことで明らかにしたい。

第一節 健康危惧と台風被害

民政署署長ブレイ (Bray D.C.) は、新界民政署署長に宛てた一九六二年二月一五日の書翰において、

…水上居民の間に深刻な健康被害が起きています。多くの水上居民のために最優先して当地を衛生的にし、正常化する必要があります。昨夏のコレラ発生について記している白書の第一七段落を引用した以下の文言があれば、僅かでも資金援助を受けやすくなるはずです。即ち、コレラの規模について大埔にある民政署官邸周辺の停泊地が、コレラ

の集中発生地であるということです。⁽²⁴⁾

と述べている。ブレイは、元洲仔水上居民の健康被害を最も早くから警告していたと同時に、当地の衛生を確保する必要性を述べている。また「コレラ発生」という文言を引用することで、衛生改善活動に対する資金援助を受けやすくなると提言している。一九六二年八月一〇日の書翰でも、新界衛生局局长アラン (Allan, W.G.I.) が大埔理民府と新界民政署に対し、本地の衛生状況を、

前回のコレラ発生時、新界で流行したコレラは主に大埔で生じ、「その中でも」多くが元洲仔で生じたものであったということをお思い起こします。元洲仔を訪れ明らかになったことは、昨年と比べてさらに状況が悪化したということです。最も心配していることは、停泊船や脆い大型住居船が増加しているということです。…機動清掃部隊を派遣するといった抜本的な対策をとるべきですが、思い切った処置だけが現実的で長期的な効果を期待できません。もちろんこうした状況であることを大埔理民官は心配し、改善したいと願っているでしょう。もし元洲仔の大規模な再開発に着手する時が来たとお考えなら、医療の立場から貴方を強く支援します。これらの計画は増加している停泊船や壊れかかった船を排除することを目指している者によって進められるべきです。元洲仔は、早急に処理されるべき大規模な公衆衛生の危険にさらされているというをはっきりとお伝えしなければなりません。⁽²⁵⁾と述べていることから、元洲仔の劣悪な衛生状況を危険視し、そうした状況が大埔理民府によって改善され、さらに最終的には停泊船の一掃を目指していることが窺える。

新界民政署のキッド (Kidd, S.T.) の返信書翰では、当局の問題関心がブレイ及びアランのそれと異なっている。キッドは公衆衛生の改善策の見通しが未だ立たないと述べるも、⁽²⁶⁾

元洲仔は健康上問題があると認識されていますが、同時に台風が発生した時には特に安全面でも問題があり、「当該地域が」吐露湾西側の小船が利用できる唯一の安全港であることがネックになっています。…元洲仔の危険はさてお

き、：避風塘のない大型船が利用可能な新避風塘を用意することが不可欠です。そこで、この大埔避風塘の計画が迅速に実行されることを期待します。我々はこの新避風塘建設が、元洲仔の危機を早急に回避できると切に願っています。大型船が利用できる避風塘を手に入れることが重要です。⁽²⁷⁾

とあり、元洲仔を健康上危険な地であると認識しつつも、当地が避風塘として重要な役割を担っていることもまた考慮しなければならぬと看做している。つまり、健康上危険な元洲仔が、避風塘としての役割も果たしていることが問題であり、その役割がなければ、当地の抱える問題をもっと簡単に解決することができるので、安全な別塘の確保に努めなければならぬと説明している。このことから、新界民政署は衛生問題以上に、避風塘問題に危機意識を持っているように思われる。

一九六二年一月二日に開かれた「大埔水上居民人口の統制」に関する会議⁽²⁸⁾の議事録にも、

：〔衛生局の〕意見は一九六二年九月一日の台風の前に出されたが、その台風で一〇〇から二〇〇艘の船が停泊塘で破壊された。以来、約八〇から一〇〇の仮設住居に住む船を失った人々に供給され、またそこを離れる家族に対しては造船費用一〇〇香港ドルを支給した。だが、大埔停泊所には台風被災者が増加している。：長期的には、この問題の解決策はこれらの水上居民を海の近くの適切な建物に陸上定住させることである。しかしながら、水の供給が困難であること、大埔での大規模な移住計画に対する財政的、政策的承認を〔政府から〕得る必要がある等の困難がある。そのため、〔問題の解決には〕四年以上の歳月がかかる見込みである。⁽²⁹⁾

とある。同年九月一日の台風上陸による被害、それに対して行政の援助活動があつたにも関わらず、当地の水上居民人口が増加し続けているという皮肉が述べられ、衛生危惧の指摘よりもむしろ、元洲仔の避風塘としての役割を問題視している。注目すべきは、状況の解決策が新避風塘の建設ではなく、水上居民の陸上定住であるという点である。もちろん資金問題や政策に対する政庁の理解を得ることの困難が予想されているが、

健康危惧は大埔の水上居民に対する強硬な活動を正当化する最大の理由である。⁽³⁰⁾

とあるように、衛生問題を強調することで、強硬な活動を正当化、即ち政庁の理解を得るための手段とし得ると結論づけられている。衛生問題に対して積極的に関心を示していなかった新界民政署が、水上居民に対する強硬な活動を実施する際は、それを正当化論理に用いることができる、と論を展開しているのである。強硬な活動とは、後に、

：大埔理民府は、この水上居民の陸上引き上げを政府の政策として実行するように上申しようとお考えでしょう。もし布政司に提出しようとするなら、かなりの論拠が必要になるでしょう。その場合、大埔計画地域における長期的な移住が必要であるという観点から迫るか、あるいは他ならぬこの計画のために緊急の公衆衛生が必要であることを理由にすべきです。もう一つの問題点は、排除を正当化する論拠です。即ち、元洲仔利用の明確な必要性、及び一旦水上居民が移動した後もきれいにしておく方法についての明確な提案があつてしかなるべきなのです。⁽³¹⁾

と新界民政署が述べているように、水上居民の「陸上引き上げ」政策であると言える。つまり、陸上引き上げ政策施行許可を布政司から得るために必要な、明確で説得的な理由づけを衛生環境改善に見出すうとしているのである。

第二節 公衆衛生問題強調の背景

海事處のトレイル (Trail, R.O.) が新界民政署のラディントン (Tuddington, D.C.C.) に宛てた一九六二年一月一日三日付け書翰からは、二〇日に行われる会議で、政策施行のための法的根拠を示そうとしていた海事處の態度を知ることができる。

：一九五三年条例第五条第一項に基づいて、海事處は全ての船に対して別の地への移動を命じる。第三四条第一項に基づき、：「海事處の」命令に従わない船は、即刻告発される。船が完全に航海能力を失い命令に従えない場合、岸

に再定住居が提供され、その船は破壊される。⁽³²⁾

海事處は一九五三年条例を引用しながら、水上居民を元洲仔の外に移動させ得る法的根拠を得ようとしている。また、自らの命令に従わない水上居民の処置について言及している文言は、本處が有する水上居民の「陸上引き上げ」政策に関与し得る権限を、新界民政署に示そうとしている海事處の態度の表れであろう。

一九五三年条例第五条第一項には、

船の所有者に対して、海事處は管理範囲内の停泊を命じたり、管理範囲外の停泊を禁じることができる。また、そうした船は植民地海域内の他の場所への移動を命じることができ、海事處の要求に従うものとする。

とあり、確かに海事處は香港植民地内の海上を管理する権限を有しており、船の停泊を操作することも可能であった。ただその後の一月一日の水上居民統制討論会において、ラディントンが律政署 (Legal Department) のコリアー (Collier) より、排除に関する行政官の権限について受けた指導内容には、海事處の「陸上引き上げ」政策関与の限界が指摘されている。その内容については、大埔理民府に宛てた一月十五日付け書翰の中で、

海事處處長は、運航の妨げになると看做された船に対して、移動させる権限を有し、その命に従ったか確認する権限を有しています。一見したところ、妨害していなくとも、不快と看做されれば、当然海事處處長はその船に対して、別の場所へ移動するよう命ずるべきです。船主が非動力船であるため、移動することは不可能であると主張すれば、その主張こそ、植民地の岸辺における非合法建築物であることの証拠です。コリアーは大埔理民府も海事處も船を破壊する権限は保持していないと忠告しました。植民地内の岸辺に恒久的に停泊しているため、船が船でなくなるといふ事態が明らかになれば、上述のような行動をとることができます。⁽³³⁾

と述べている。海事處處長が海上の管理権、船に対する立ち退き命令権を有していることは前述の如くであるが、船を破壊し一掃する権限ではないと律政署の指導を受けた点に注意したい。また、大埔理民府は船の破壊権のみならず、海事處

が有するような管理権さえも有していない。こうした海事處及び大埔理民府の権限により、海上通航に関する目的だけでは、元洲仔における水上居民を一掃させることは困難であった。さらに、

我々は水上生活を統制するのに必要な法的権限を有していませんし、これからも手に入れられそうにありません。：
個々の船が特定の場所に来ないようにするために、一定の方法を取ることは可能かもしれませんが、そうした方法は
その問題に対して、恒久的な効果を持たないのです。⁽³⁴⁾

とあるように、新界民政署も恒久的な効果を持ち得る水上居民の統制権力を有していない。

ここで、海事處や大埔理民府、新界民政署が船を除去し得る権限を所有しているか否かを議論する意図はどこにあるかという疑問が浮上する。先の一月一日付書翰の後文には、

…公衆衛生法に基づいて、政策が可能か調査をしなければならないでしょう。⁽³⁵⁾

と、公衆衛生法に新界民政署の関心を寄せていることを示す文言が続けられている。このことから、一九六二年一月二日の会議において、初めて公衆衛生を政策実施の正当化論理に組み込む姿勢が現れたが、その後実際に、恒久的な効果を得るために公衆衛生法から迫ることが可能か、律政署の指導を受けたことがわかる。従って、大埔理民府が公衆衛生法に基づいて、自らの政策実行権を得ようとしている、或いは政策の実行許可をより確実に得ようとしていた事情が窺える。

前節で引いた民政署のブレイトと新界衛生局のアランの報告では、元洲仔の公衆衛生が問題視され、その処置をスムーズに行うために、コレラ発生の危険性を提示することが有効であると述べられている。一方、当該地域を直接管理している大埔理民府及び新界民政署の議論の中では、コレラという文言は強調されず、台風がもたらす影響が問題視されている。

しかし、両機関が有する権力の限界により、台風の問題のみを取り上げ、水上居民の陸上定住政策の目的にするのは、資金問題や布政司の政策実行許可を得る上で不十分であった。そこで両機関は、当地の水上居民の問題を解決することへの

賛同者を得るために、自身の政策の正当性を訴える手段として、公衆衛生問題を取り入れるに至った。これが、政策を実行する際の自らの権限を拡張させる手段として、公衆衛生問題を目的の第一項に据え置いた政策発案機関の意図であると
言える。

第三節 水上居民の政策目的理解

水上居民は政策の目的について、如何なる理解を示していたのだろうか。一九六七年八月一日付けの元洲仔索罟村村代表一三名は大埔理民府に宛てた上申書の中で、以下のように述べている。

長い間、私たちは政府の殖民政策指導に従順です。…生産上生じる様々な困難の解決策である政府の漁貸の援助は⁽³⁶⁾大変助かっています。また、台風の被害にあつた時には、政府は困窮から抜け出せるようご支援くださいます。そこで私たちは、市場の需要を満たすために魚や蝦を獲ることができのです。政府の指導下でのみ安寧と繁栄を享受することができのです。謹んで申し上げます。弊村漁民が元洲仔に定着して、既に六〇余年。ここで「私たちは」衣食住をし平穩に暮らしています。現在政府は大埔を衛星都市に発展させるため、元洲仔の全住民を別の場所へ移住させようとしています。もちろん、新界を発展させるという政府の目的に反対することなどできません。⁽³⁷⁾

ここから、陸上定住の目的を二点挙げていことがわかる。第一に、政庁の水上居民に対する経済的援助の一環であるとして彼ら自身が認識し、この政策に従って「陸あがり」すれば、困難や困窮から逃れ得ると考えていた。つまり、自身の生活水準を向上させることを陸上定住の目的として捉えている。第二点に、当地の発展計画に伴う「陸上引き上げ」政策として認識している。しかし、こうした水上居民の認識は、書翰に現れる行政側の主張と異なっている。一九六六年一月十七日、新界民政署が大埔理民官に宛てて、水上居民の移住後の元洲仔計画を尋ねた書翰の返答に、

今のところ開発計画はありません。…水上居民が移住したら、全ての水上居民に対し、その地の侵入を禁止し、全て

の海上交通手段も同様に、立ち入ることを禁止したいと思います。∴「船を」一掃させたら元洲仔を封鎖します。⁽³⁸⁾
とあり、大埔理民府の説明では、当地の開発計画のための再定住政策という側面は確認できない。⁽³⁹⁾

元洲仔水上居民が、明示的にその理由を述べた文書がないため判然としないが、当時の香港各港で生じていた水上居民の陸上定住化状況に目を転じてみれば、認識の所以を知り得る。そこで、推測を交えて考察してみたい。

例えば一九六五年六月一日付け『スター』紙が「水上居民」という見出しで、

∴水上居民を再定住させる二つ目の理由は、埋め立て計画のために、前浜や海底の障害物を取り除く必要があるからである。水上居民の再定住計画が開始された一九六二年以来、約三万人が新しい住宅に再定住した。⁽⁴⁰⁾

と報道しているように、埋め立て計画を含む海上の開発に伴って、水上居民が陸上に定住する場合が見受けられる。また一九六九年三月二二日『スター』紙掲載の記事においても、

九龍湾埋め立て計画が完成したら、より多くの土地が、開発に利用できるようになるだろう。最近、九龍湾の二〇〇

〇人近くの水上居民が、官塘近辺の三家村地域にある新居に「陸あがり」している。徙置事務處が彼らの移住をお膳立てしたので、さらなる土地が埋め立てられるだろう。⁽⁴¹⁾

とある。つまり、水上居民の衛星都市化計画の一環としての「陸あがり」理解は、「陸あがり」要因の一つとして、当時共通認識であったのである。

このように、「陸あがり」の要因には、行政官や水上居民が言う台風や開発計画等の外部的要因が大きかったことは確かであろう。しかし、水上居民側からの「陸あがり」要求があったことも留意しなければならない。例えば、学校教育の関心の高まりがある。一九七九年の「香港仔艇戸之社會服務需求調查報告」によれば、より安定した生活を送るために、陸上での生業を得る場合が多くなっていたが、教育の有無によって、得られる就業レベルが異なるため、学校教育を受ける必要があると、彼ら自身が感じ始めているという。つまり、漁船兼用の家船に依存する限り、漁業活動が家族によって

行われる。このことを考慮すれば、家族（船）の成員である子女も、もちろん流動的な生活を強いられ、彼らが学校へ通う機会を得るのは、帰港した時に限られる。こうした事情から、水上居民は子女の学校教育を充実させるために、恒久的な住居を確保したいと願っているのである。⁽⁴²⁾ 学校教育を含む社会的給付の要求に加え、神誕慶祝、祖先祭祀等の活動も「陸あがり」の要因となる場合もあった。⁽⁴³⁾

第三章 施策過程議論に見る行政の態度

一九六七年一〇月二二日、元洲仔の約七二〇〇人の水上居民を移住させるといふ計画の第一段階として、その内の約一〇〇世帯の再定住住宅建設工事の起工式が行われた。⁽⁴⁴⁾ 当日、大埔理民官が演説した内容を以下に紹介しておく。

今日、目になっている起工式は長い年月の成果であり、元洲仔新村の最初の建設事業の正式な始まりでもあります。長年、元洲仔の人々は大埔理民府、漁農處（Agriculture and Fisheries Department）、教会の憂慮するところでした。：幸運にも、衛理公会がその福利基金会（Plummer Fund Committee）を通じ、資金を用意してくれたおかげで、開発計画に着手することができました。開発計画の発案者である馬海の（公認建築師（特准建築師））プレスコット（Prescott, Jon A.）と（公認都市設計コンサルタント（城市設計師））ソーンバロー（Thornburrow, David A.）は、都市計画を進め、初期段階で必要な計画を実行するだけでなく、建設費を削減するために、プレハブ建築システムを新たに香港に広めました。⁽⁴⁵⁾

この演説から、起工式を迎えるまでに、資金問題や都市開発を含む諸問題が生じており、それに伴って関係者の間で交渉や取引があったことを暗示している。以下、政策過程の進行順に、移住地選択の問題、政策資金援助問題そして新村建設工事問題を取り上げ、如何なる議論を経てそれらの問題が解決されたのか、またその交渉を行った機関を明らかにし、こ

の政策段階における政庁の関与の有無を把握する。

第一節 移住地の選択

水上居民の「陸上引き上げ」政策の必要性が認識された後、まず彼らの適切な移住先の選択が話し合われた。大埔理民府のバートン (Barton, D.) によって、水務處 (Water Authority) 及び消防事務處 (Fire Services) に宛てた一九六三年四月二三日付け書翰で、移住先が初めて提案された。それによれば、山塘の近くに一〇〇戸の水上居民を移住させることが挙げられている。その上で、

大埔理民府は、敷地整備や舗装工事の手はずを整え、耐火性素材の簡易住居⁽⁴⁶⁾建設を指揮します。水務處が一つないしそれ以上の給水用パイプを供給できるかどうか、消防事務處は最小限の火災予防の必要条件を示せるか教えてくださ⁽⁴⁷⁾い。

と述べ、両機関に対し物質的援助を要請している。しかしこの要請に対し消防事務處は、山塘への移住に同意できないと結論付け、以下の三点を指摘している。⁽⁴⁸⁾

- ① 消防車が三〇〇フィート以内に接近することが不可能で、道の建設が提案されていないその地は、深刻な火災や命の危険が引き起こされるでしょう。
- ② その地形は複雑で、水場から遠く離れているため、火災の際にホースを引くことがほぼ不可能でしょうし、当地全体に火が回る前に、ホースを引くことは無理でしょう。
- ③ 丘の下方から出火して上方に燃え広がる火災は、上方で生活している人々の命を危険にさらすことになるでしょう。

①及び②で、水場からの距離や火災発生時の消火活動に関する問題が、また③で、当地が丘であるために、一度火災が発

生すると、その被害が拡大する可能性があるという地形的問題が指摘され、それによって消防事務處の許可が下りないことが窺える。反対理由は判然としないが、水務處も、

：残念ながら、この移住地に供給する給水用パイプの設置に賛成できません。⁽⁴⁹⁾

と述べ、山塘を水上居民の移住先として、地形的に不適切な地であると見なしている。⁽⁵⁰⁾

先の水務處や消防事務處の指摘を受け、大埔理民府のエストラダ (Estrada, C.G.) は、

これらの水上居民の移住計画が、差し当たり中断されなければならないので残念です。選択地は適切な地と看做されず、他の場所もすぐには見つけられないからです。⁽⁵¹⁾

と述べている。そしてその報告を受けた新界民政署は、

貴方が選択した水上居民のための移住予定地を断念しましょう。：新たに適当な土地を探す中で、どんな方法もくまなく検討し、目的達成のために必要である限りの審議を続行してください。⁽⁵²⁾

と返信している。この往復書翰には、提示していた移住先案が認められなかったことに対して、落胆した大埔理民府の様子、新界民政署の移住計画実現に対する期待や真剣な態度が如実に現れている。また、大埔理民府が、新村建設計画に関わる諸機関に対し、移住先の評価を依頼していること、及び新界民政署が大埔理民府に移住地選出の審議を求めていることから、移住地の選出は大埔理民府が担っていたと言える。

その後も大埔理民府によって、いくつかの移住先が提案された。一九六五年二月一二日には船湾、四月八日には鹽田仔そして五月一二日付け書翰では吓坑への移住がそれぞれ挙げられた。大埔理民府による選出理由についての記述は、移住地選出に関する問題と、その解決策を示しているばかりでなく、当府の選出基準を一定程度反映している。若干の考察を通じて、それらを明らかにする。

まず、土地価格や敷地整備費用の安さが問題視される。二月一二日の書翰では、移住地を走る新道があり、工業地域に

隣接しているという好立地であること、更に荒地であるためその土地の評価基準が低いこと、三〇〇〇人を収容し得る住宅や学校、遊戯場、市場そして広場といった付属設備の建設費を合算しても、二〇〇万香港ドルの支払いで済むことが強調されている。またウィリアムソン (Williamson, P.J.) は、吓吭を移住地として挙げた五月一二日の書翰で、

新界民政署のキーリング (Keeling) が貴方に避風塘の近くに位置する鹽田仔を示したことを、貴方の手紙で理解しました。詳細な調査により、鹽田仔は敷地整備のコストが高すぎるため、適地ではないと判断しました。結果、大埔の吓吭近辺の地が最適地であると決めました。この地は鹽田仔から一マイル程で、吓吭敷地整備費用はずっと安く、交通の面においても問題ありません。もしこの地を視察したければ手配しますのでお知らせ下さい。⁽⁵⁴⁾

と述べ、鹽田仔の敷地整備のコストが高すぎるため、適地でないとなししている。一方で、吓吭を敷地整備費用の安さの面から、適切な移住地であると判断している。

さらに、交通の利便性にも注目している。

元洲仔のコミュニティは、凡そ半分が漁民で残りが陸上労働者で構成されています。そして吓吭が選ばれた理由は、鹽田仔の新しい避風塘へ歩いて一五分、大埔や工業地域にと提案されている所へは、バスに乗ってすぐであるからです。⁽⁵⁵⁾

避風塘と工業地域及び工業予定地へのアクセスが選択理由に挙げられ、元洲仔水上居民の特徴、つまり住民の半分が漁業を生業とし、残りが陸上で職を得ているという事情に配慮している。水上居民が陸上定住するというと、彼らの人口の減少と共に、漁船や漁業活動の衰退傾向もイメージされる。しかし大埔理民府が、漁業従事者及び陸上で職を得ている者それぞれに配慮した移住地を選択していることから、彼らの職業環境を整えようとしていることが窺える。

以上のような移住地選択「基準」から、この段階では、新村で火災が発生した場合、深刻な被害を避けるための装置や消防環境を整えることが可能か、また政策の実行費を軽減し得る地か、そして水上居民の生業を確保し得る地かどうか

問題として浮上していたことがわかる。結局、大埔理民府は吓咁近くの官有地を適地と看做し、元洲仔水上居民を定住させるために、土地の下付願いを一九六五年一月の地政会議で上程し、使用許可を得た。⁵⁶

第二節 資金援助と衛理公会

一九四〇年代半ばから五〇年代にかけて、香港の人口増加は著しい。増加の要因について横山昭市は、「日本の香港占領終結とこれに代わるイギリスの再占領、続く一九四六年七月からの中国本土における国共内戦勃発、及びこの結果としての一九四九年一〇月の中共政権成立など、一連の政治的激変に相對する香港のイギリス植民地たることに基づく政治的安定と、経済的社会的自由の保持などによつて、まず香港への帰郷、ならびに中国本土からの亡命や難民の誘発をみたことによつたと考える。」⁵⁷と述べている。こうした難民の流入に伴い、住宅問題や雇用問題、社会秩序問題等が生じたことは周知の通りである。邢福増は、水上居民を含めた難民の住宅問題が、政庁にとつて緊急の課題となつていたことを指摘し、政庁による住宅供給政策に、とりわけ衛理公会 (Wesleyan Methodist Church) 及び循道公会 (Methodist Missionary Society) が協力し、徙置区平房の建設に精力的に関与したり、社会の救済や服務に取り組み、香港社会問題を緩和させるのに大いに貢献したと分析している。⁵⁸

邢は触れていないが、もちろんその他の宗教団体による活動例もある。例えば、一九六六年から西貢や青衣に新村を建設し、水上居民の住居をはじめとする、社会服務の提供を開始した香港明愛 (Caritas-Hong Kong) や⁵⁹、一九七五年に大埔水上居民八一戸を収容し得る住居を聯益漁村に建て、彼らの陸上定住を援助した聖公会聖匠堂 (Hong Kong Sheng Kung Hui Holy Carpenter Church) ⁶⁰ である。

またヘイズ (Hayes, James) が、「理民府は、荃湾水上居民を支援するための資金がないので、香港で活動していたアメリカの援助団体ケア (Cooperative for American Relief Everywhere) に支援を求めた。ケアの代表は、…漁民の住宅

計画に関与することを認めた。ケアは西貢に新たに建てた建物二〇軒を漁民の協同組合に与え、「さらに」青衣における四二戸の漁民のための新住宅建設計画を開始した。それは、一九六四年五月に完成予定であったことを、我々は民政署の一九六三―六四年年報から知り得る。切望していたこの収容施設は、…荃湾水上居民の住宅要求に応じるのに大いに貢献した。⁽⁶¹⁾と述べていることから、援助団体が水上居民に対して陸上に住宅を供給するという形で、政庁の「陸上引き上げ」政策に関与していたことも確認できる。

こうした志願団体 (volunteer) による新村建設関与については、可見弘明も水上居民の再定住要因の一つとして、「…その住いは、岸に建てた杭上家屋式の棚屋や、船を陸にひきあげて暫定的な住いとした『早船』になることもある。すぐ陸上に恒久的な家をかまえるか、それともいったん棚屋か早船をへていくかは資金の問題だけである。もし政府の徙置事務所が建てた低家賃アパートに入居できるか、外国あるいは慈善団体の援助で建った漁村があれば事はやい。⁽⁶²⁾」と分析している。

先まわりして言えば、元洲仔水上居民の吓吭移住及び新村建設政策も例外ではなく、基督教団体による支援を受けていた。大埔理民府のウィリアムソンは一九六六年一月二五日付けの新界民政署署長宛て書翰で、衛理公会のマツキンツシユ牧師 (McIntosh, Kenneth B.) が、その福利基金会に元洲仔水上居民の「陸上引き上げ」政策の資金援助をするよう正式に要請したことを報告している。

一九六六年八月二六日、ウィリアムソンは新界民政署署長のウォールデン (Walden, J.C.C.) に宛てた書翰において、私の前任者も私自身も、何年もの間、元洲仔水上居民の密集状態を何とかしようとして政策を打ち出し努力してきました。そして、彼らのために新村を建設しようと衛理公会のような志願団体に参加を呼び掛けてきました。香港にある衛理公会の福利基金会の代表との非公開議論は、一年にも亘って行われました。⁽⁶³⁾

と述べている。まず注目すべきことは、大埔理民府は新村建設を目指して以来、志願団体に対して政策への参加を呼び掛

けていた点であろう。このことから、移住地選択と同様、大埔理民府が水上居民の移住計画の資金援助を、直接志願団体に願ひ出る役割を担っていたことがわかる。さらに、衛理公会との非公開議論の期間についての文言から、資金援助に関する交渉が、既に一九六五年頃に行われていたことを知り得る。

加えて、

ご存じの通り、この五年間、私たちは様々な志願団体の寄付による六、七の移住計画の企画や建設に参加させられています。ここに二、三週間、…一、二の他の機関が部分的なあるいは条件付きで元洲仔の計画に関心を示しています。⁽⁶⁴⁾ という馬海の発言からも、呼びかけに応じて、元洲仔における陸上定住計画に関心を寄せ、部分的な資金援助を申し出ている志願団体がいたことが了解される。さらに基督教世界服務委員会 (Hong Kong Christian Service) が大埔理民府に宛てた書翰によれば、その支部である香港基督教福利與救濟協會 (Hong Kong Christian Welfare and Relief Council) に対して、

水上居民の移住に際して必要なものを、福利基金会社が約束しているものに追加して援助することができるかをよく考えます。援助は貴事務所の見点からその状況を再検討し、…香港基督教福利與救濟協會に示すことができるような追加の援助の方法を私にお知らせください。⁽⁶⁵⁾

と述べたとあるように、元洲仔の水上居民を吓吭へ移住させる「陸上引き上げ」政策の資金援助は、基金会社が主に担うことを前提として、その不足分を他地域の移住計画援助団体や海外志願団体が賄おうとしていることが窺える。また、香港基督教服務處が元洲仔水上居民の移住実現に向け、作成したパンフレットに、

最初の住宅地の建設は既にはじまっており、…さらなる建設のため、現在香港植民地内外で資金を求めています。吓吭村は、政府諸機関や志願団体、関心をもつ人々が互いのねらい、目的を十分理解しつつ作り上げた大変すばらしい地域社会です。各々、新村がスムーズに新界の開発に組み込まれるように、その技能、知識、専門技術を以て貢献し

ています。同時に、寄付金一ドルにつき、さらに五〇セントもの価値を付加しているのです。協力し甲斐があるというものです！一世帯の移住に、四一〇〇香港ドルかかるので、我々はあと三五〇万香港ドル必要です。これは実に大金です。貴方のできる事を何でもしてください。ほんの少しの事で一世帯あるいは数世帯が移住できるのです。新村建設のためどんなものでも大歓迎です。⁽⁶⁶⁾

と宣伝し、資金援助を継続してまた広く求めようとしていることがわかる。

ところで、衛理公会が承認した資金援助は、どのような項目であったのだろうか。また、その規模はどれ程であったのか。衛理公会側が、

移住が完了したら、我々の財務関与は終了です。資金は、移住のために用意されたのだから、その後の建物の権利やメンテナンスは、地元で委譲しなければなりません⁽⁶⁷⁾。

と資金援助の期限について述べているように、移住完了に伴って、当団体の資金援助も終了するとされていた。この発言を踏まえると、衛理公会の目的は、元洲仔水上居民の陸上定住支援であったと言える。

馬海のソーンバローは、衛理公会に宛てて書いた手紙において、元洲仔水上居民を吓唬近くの官有地へ移住させる計画の予算措置について、以下のように述べている。

村計画全体を準備する中で、必要とされるであろう明らかにしなければならない点は、明確な予算案でしょう。何度も貴委員会が、予算は二〇〇万香港ドルと、一五〇万のどちらにしようかと話し合いましたが、ウェブ牧師 (Webb, Paul) の報告書では、予算が八〇万とだけしか書かれていませんでした。元洲仔問題の規模から、後者の額ではその問題を部分的に解決することしかできないことは確かです。⁽⁶⁸⁾

福利基金회가、一五〇万あるいは二〇〇万香港ドルの支援を視野に入れていたにも関わらず、それが約半額の八〇万香港ドルに最終決定した理由は判然としないが、新村の設計を担っていた馬海も、福利基金會による八〇万香港ドルの援助で

は、新村を建設するのに不十分であると指摘している。実際、一九六七年六月二日に大埔理民府が提示した吓咁近くの官有地へ水上居民を移住させるという計画の予算案によれば、四〇〇世帯二〇〇〇人を移住させる場合、土地開発は一四万香港ドル、建物建設に一〇〇万香港ドルがかかるの見積もられている。このことを踏まえると、ソーンバローが指摘するように、衛理公会の資金援助だけでは、本政策の実行は困難であったことが想像できよう。

もちろん、本政策は政府に対して政策の理解を迫るだけでなく、資金援助を求めている。しかし、新界民政署の書翰において、

私たちは、政府と衛理公会の間の出資責任の分担を明確にすることが重要です。「第一段階として」一〇〇世帯〔がまず新村に移住するというの〕は、かなり大規模な移住計画で、衛理公会が明確にそして自らの活動項目について、初めに同意しない限り危険なことです。私たちは、後の段階で布政司に〔本政策に充てる〕出資を求めなければならぬでしょう。従って、衛理公会宛て書簡で、以下のことを明らかにしてください。つまり政府が出資できるのは、貴方がこの文脈の中で明記すべきだと考える設備に加えて、二つの水洗便所の建設や焼却炉の建設だけであり、必要な場合には道や連絡道路、排水路にも出資されます⁽⁶⁹⁾。

と述べているように、衛理公会との資金援助交渉より遅れてなされ、かつその出資項目は、限定的なものであった。

一九六七年六月一九日には、大埔理民府が衛理公会に宛てて、

：政府の支出についてです。二つの水洗簡易便所や焼却炉、小さな公園、必要であれば道路そして排水設備の建設についての責任は負いますが、貴基金会には、墓の移設金や水の供給、学校のような公共建築物に財務上の責任を負ってもらいたいのです⁽⁷⁰⁾。

と願っていることから、衛理公会に資金援助を頼るという新界民政署と大埔理民府の姿勢は一致している。ただ、先の新界民政署の書翰に比べ、衛理公会の出資項目がより具体化されている。即ち元洲仔の計画において、水洗便所や焼却

炬、排水設備が挙げられていることから、行政側は衛生環境を整えるための設備建設費を負担する意向があった一方、移住に伴うその他の諸施設、諸設備の費用を衛理公会にさらに負担させようとしている。しかしこの大埔理民府の発言に対し衛理公会は、

：我々は、五八〇〇香港ドルまでであれば、墓の移設金の責任を負うことを承諾しましょう。墓の移設をいつ開始し、いつまでに完成させれば良いですか。この仕事はすぐに竣工するでしょう。公共建築物については、手紙の中で、「墓の移設金、水の供給、学校のような公共建築物に対する財務上の責任を引き受ける必要がある」とありますが、我々の現在の資金は、住宅供給に充てるもののみであることをご記憶でしょう。今のところ、これらの公共建築物を供給するという約束はできません。貴方の発言は、その計画の許可に関する条件ではないものと考えます。⁽⁷⁾

と述べ、移住先に既存の墓を移設することについて承諾するものの、公共建築物の建設のために、住宅供給に加えてさらなる資金援助をすることは強く否定する。結局、

プロジェクトの地（すなわち吓吡）から墓の移動を賄うために、合計五八〇〇香港ドルを衛理公会から受領した。墓の除去は、一九六七年九月四日までにすべて完了するでしょう。未解決の六人については未だ支払いが終わっていません。⁽⁸⁾

とあるように、新村建設予定地であった吓吡に、既存の墓を移動させるよう資金援助を受理して、二ヶ月あまりで四二個の移設を完了させた。このことは、衛理公会が当初の資金援助額に加えて、新たな項目に対する援助を行っており、衛理公会の資金援助の拡大を示している。

ところで、本政策において資金援助をするとは、如何なる意味を持っているのだろうか。

農民と漁民のために、より快適な住宅を提供する政策は、新界民政署によって承認されました。福利基金会が、資金援助と政策実行者として相応しい機関であれば、大埔における政策を衛理公会が実行することに原則賛成すると大埔

理民府が衛理公会に伝えてください。この政策の実行において、新界民政署の承諾を得る必要はありません。⁽⁷³⁾

ここでは、新界民政署が衛理公会による政策の実行を容認している。あるいは「承諾を得る必要は」ないという文言から、積極的に衛理公会が政策主導することを要請しようとする民政署の態度と捉えることもでき、政策に資金援助をするということが、如何に重要視されていたかを印象付けていよう。

元洲仔水上居民の「陸上引き上げ」政策に対する資金援助過程において、資金不足が生じていたが、衛理公会だけでなく、広くその他の基督教団体及び個人の援助を得ることで、大埔理民府は解決を図ろうとしていたことがわかる。

第三節 住宅建設と馬海

衛理公会が本政策に対する資金援助を決定した後、新村建設設計は馬海に依頼された。本節では、馬海が大埔理民府や新界民政署、衛理公会に提出した建設計画案を基に、新村の形状を示したい。

一九六六年一月二四日、大埔理民府において移住に関する会議が開かれた。この会議には、衛理公会の会員をはじめ、馬海のソーンバローや大埔理民府のベットフォード (Betford)、ウィリアムソンが出席した。⁽⁷⁴⁾ その会議については、一九六七年一月二六日のソーンバローがマッキントッシュ牧師に宛てた書翰の中で以下のように記述している。

〔建設計画を〕始めるにあたり、元洲仔水上居民の移住に取り組む様々な方法について議論が行われました。その結果、我々はプレハブシステムを持ち込むことが可能であるか徹底的に調査するべきであるという点に大方同意しました。⁽⁷⁵⁾

ここから、建設計画を練る前に徹底的に当該地域を調査することが重要であると感じていたことが窺える。実際に、大埔理民府から、提案されている地の調査計画の概要を受け取りました。貴方方と一緒にその地を訪れて以来、我々だけでも何度も足を運んでいます。⁽⁷⁶⁾

とあるように、議決後、繰り返し調査が行われていたことが確認できる。その後文には、馬海が新村建設計画を進行するための図案を描くにあたり、衛理公会や大埔理民府に要求して、

…実際にプレハブ計画が始まる前に、解決しなければならぬ二つの基本的な問題があります。つまり、①建築学上及び構造上の観点から、そして新村建設計画全体から一帯帯で使用する住居の詳細な図案が描かれること、②そのよ⁽⁷⁾うな提案に対して政府から適切な承認を得ることです。

と述べている。問題点の①で挙げられているように、馬海が元洲仔の水上居民の特徴に合わせた本政策ならではの住居空間を考案しようとしている。このことから、元洲仔水上居民及び彼らの移住先である吓吶を繰り返し訪問・調査すること、諸政策を立案するための、あるいは基礎的情報を得ようとしていたことがわかる。

解決しなければならぬ問題点②に関しては、

福利基金会は、水上居民の約九六世帯を元洲仔から移住させ、…〔吓吶近くの官有地〕に定住させることを認めた。

この案は資金を入手でき次第、元洲仔に住む合計約七二〇〇人の水上居民をこの地に段階的に移住させる計画の第一段階であると看做されている。…各世帯が約二〇〇平方フィートの床面積を持ち、高さ一五フィートの連続住宅（テラスハウス）の二階建ての建物に、九六世帯を収容することが提案されている。これらの建物は、新界への申請建築条例の規定の範囲内であろう。そしてこの計画は、当局に承認されるだろう。⁽⁸⁾

と記述しているように、一帯帯に割り当てられる部屋の広さやその建物自体の高さを、一九五五年建築物条例に照らし、問題のないことを確認するよう大埔理民府に求めている。

彼らに用意される新たな住居形態の様子をさらに詳しく見てみると、一帯帯それぞれ約二〇〇平方フィート（一八・五八平方メートル、約一畳）の広さを持つテラスハウス形式の住居スペースであり、建物自体は二階建てであると記されている。上引の記述を基に、一棟の建築面積を予測すると、九六〇〇平方フィート（八九一・九平方メートル）である。

この一世帯に割り当てられる二〇〇平方フィートの新居が、どれ程の広さを示すのか船住居と比べながら分析しておう。大埔理民府のスコットウィル (Scott-will, D.M.) の一九六七年六月二日付け覚書によれば、九六世帯というのは、約八〇〇人の水上居民であったという。⁽⁷⁹⁾これを踏まえると、一世帯平均八人で構成されていたと推察できる。従って、一人当たり二五平方フィート (二・三二三平方メートル、約一畳半) の生活空間が用意されることになる。一方、船上生活で得ていた生活空間について、ある雑誌は、

黄氏 (Wong Chan-Ngan) とその家族は、冬の間、香港新界大埔に停泊させているジャンクに住んでいる。氏の祖父は以前船乗り業に従事していた。氏は、五八歳で漁民の三世代目頭首であり、孫は一四ヶ月である。一三人が、氏の六〇フィート (一八・二九メートル) の船に詰め込まれている。⁽⁸⁰⁾

と報道している。面積については言及していないため、船の正確な面積を計ることができない。しかし、船の長さの約四分の一が船幅であると想定すると、⁽⁸¹⁾本船の面積は、九〇〇平方フィート (八三・六一平方メートル) である。ただ、仕事場兼用の家船である場合、船を二分して、一方を作業場に、他方を寝室やトイレ、台所といった生活空間とする構造にする。すると実際には、九〇〇平方フィートの船面積の約半分の面積、即ち四五〇平方フィート (四一・八一平方メートル、二五畳) の住居空間に一家一三人が暮らし、一人あたり三四平方フィート (三平方メートル、約二畳) を所有していることになる。以上の分析から、船上での生活空間をスコットウィルの記述や住宅設計案の記述と突き合わせると、水上居民の新居は、これまでの船上生活で得ていた生活空間に比べて、若干程度狭い空間であることが想像できる。それでも、ケージハウスあるいは鳥籠住居——「一部屋」が約一八平方フィート (一・六七平方メートル、一畳) ——と言われる、香港社会の最下層民が暮らす住居と比較すると、必ずしも新居が劣悪な生活空間であったとは言えないだろう。⁽⁸³⁾

一九六七年六月二十七日、馬海は工事の入札についての案内を各建設会社に送信した。この書翰には、水上居民の再定住住宅の建築材料が記述されている。

：第一段階を含む全体の工事計画は、要するに住居の建設及び隣接地域の開発のみです。第一段階と続く段階に可決された建設方法は、組み立て式コンクリートです。壁板は通常の強力なコンクリートで、床板は補強鉄線入りのコンクリートです。⁽⁸⁴⁾

組み立て式の簡易住宅であるものの、壁や床には、コンクリート製の板を使用すると述べられていることから、台風のような自然災害があると損壊の可能性があつた木造船や棚屋に住住していた水上居民にとって、恵まれた住宅環境であつたと看做すべきであらう。

元洲仔における衛生環境の確保を政策の第一目的に設定して以降、一九六三年より本格化した水上居民の「陸上引き上げ」政策の過程を考察すると、大埔理民府及び新界民政署は、本政策を進行させていく中で、議論の内容ごとに、自ら基督教団体や都市設計団体と交渉し、それらと協力関係を築いていたことが明らかになる。従つて、「香港政府も行政指導や社会資本の投下を行わないかわり、税金を徴収する以外、水上にはタッチせず、『自治』にまかせたのである。」⁽⁸⁵⁾と述べられているような、政庁の放任的な態度ではなく、むしろ水上居民を行政を施すべき対象と見なしていると言える。

第四章 互助組織の形成とその役割

謝愼生、盧維亞の『香港漁民概況』によれば、水上居民の弱者としてのイメージを生みだしているのは、彼らが「組織を持っていない（没組織）、団結していない（没團結）」⁽⁸⁶⁾からであるという。つまり、水上社会は強力な組織をもっておらず、そのことが彼らに弱者のイメージを与えたと指摘している。しかし彼らを組織化することで、それなりに強固な力を発揮し得る場合もあつた。大澳の「漁船團體」や「僑港漁民互助社」がその好例であらう。これらは、地域社会の基礎組織としての機能を果たし、経済的援助だけでなく、漁民の子女のために「漁民学校」を創設しており、その役割の一端を

知り得る⁽⁸⁷⁾。

また、水上居民の宗族組織についても簡単に触れておこう。アンダーソンは、狭隘な船上で生活している水上居民に特有のリニージ組織は自己中心的なもので、同心円状の拡大可能な父系親族関係になっていないと指摘している⁽⁸⁸⁾。また渡邊欣雄は、彼らの親族関係として認めることができる範囲は、船上で生計を共に立てている者に限定されていると述べている⁽⁸⁹⁾。この原因は、いくつか考えられると思うが、「経済的、社会的な生活は、流動性や柔軟性、自立の機会を与えるが、大規模な血縁関係の安定や、集中は困難な船と結び付けられている。」⁽⁹⁰⁾と指摘されるように、船が住まいであると同時に、生産手段となつていからである。もちろん、宗族組織を形成し得た水上居民も皆無ではない。白鳥芳郎の調査で明らかになつたように、宗族組織のシンボルである家譜をつくり祠堂を建てる場合がある⁽⁹¹⁾。しかしこの場合、既に「陸あがり」しているか一定の地に長く居留まり、宗族制度をつくり得る経済力を有している者によつて実現されたものである⁽⁹²⁾。

香港政府は、水上居民の互助組織について、

一九六四年には「陸あがり」した漁民人口は、三〇パーセントにすぎなかった。漁民が陸上に恒久的な家を構えるには、政府が漁民の発案を奨励し、独立独行させることが重要である。政府によつて、奨励された自立の良い例は、漁民が自身の生活方法を改善するために、彼ら自身で協同組合を形成したことである⁽⁹²⁾。

と述べているように、水上居民の陸上住み替えを促進させる役割を担っていると理解している。そこで、元洲仔水上居民の「陸あがり」における互助組織を以下で考察する。

当地の漁民の互助組織については、漁農處のピーターセン (Peterson, I.) が、大埔理民府のウィリアムソンに宛てた一九六七年一〇月五日付け覚書で、

ご要望にお応えして、…住居の必要な大埔の漁民一覧表を送付します。「それを見て」彼らが六つ——大埔小型延縄

漁民信用合作社、大埔漁民信用合作社、大埔巾着網小型延繩漁民信用合作社、大埔手釣漁民信用漁家合作社、大埔卜
ロール漁民信用合作社、Yeung Kong 漁民信用合作社、大埔蝦卜ロール漁民信用合作社——の組合にそれぞれ所属
していることに気づくでしょう。⁽⁹⁵⁾

と述べていることから、元洲仔漁民の間にも、「陸上引き上げ」政策施行以前から既に紐帯組織があったことが窺える。
政策施行過程での互助組織については、

わが村はまず一〇〇戸が遷徙することになっていますが、惜しむらくは、遷徙に関する事務を処理する合作社員がい
ません。そこで村代表や村民は、現在その問題にいつでも対応できるように、遷徙委員会を組織しました。⁽⁹⁴⁾

という記述があるように、移住計画の過程の中で、彼らの間に、陸上定住のために新たに遷徙委員会が組織され、これを
通じて、行政側と交渉を行っていたことがわかる。例えば、王肇枝中学の前に漁民の住宅が密集して、衛生状態が甚だ悪
いことを大埔理民府に伝え、当該地域に集住している人々及び、災害で家を失くし綿山村に避難させられた八戸を優先的
に移住させてほしい旨を上申している。つまりこの委員会は、移住をスムーズに実行できるよう、また水上居民の意見を
伝える役割を担った機関であったことが了解されよう。

では「陸上引き上げ」後、政策立案者は組織を如何に政策に取り込もうと考えていたのであろうか。

福利基金会在、周期的な性格の資金提供を行うとは考えにくい。いずれの協同組合員も、火災や台風の保険金を含
む建物の定期的なメンテナンスのために、毎月それなりに組合費を負担することになるので、組合員登録する前に、
このことに同意しなければならないのです。⁽⁹⁶⁾

という新界民政署と大埔理民府に対して出された漁農處の提案から、協同組合を形成し、その組合員に毎月掛け金の支払
いを求めることで、移住後の住宅建築物のメンテナンスや自然災害によって生じる問題に、彼ら自身で対応させようとし
ていたことが窺える。あるいは大埔理民府が、

はじめは官有地移住許可書が年一ドルという慈善事業並みの額で、建設が終わるまで、任命された開発従事委員会に支給されるでしょう。開発終了後は、許可書は取り消され、毎年一平方フィート当たり三セントの「地代」で住居者が請け負うように、生活改善組合 (Better Living Society) の名前でも再発行されるでしょう。⁽⁹⁸⁾

と記述しているように、水上居民の吓唬近くへの移住計画段階においては、新村開発従事委員会に発行される官有地移住許可が、開発終了時には、水上居民自ら組合員である生活改善組合に対して発行されるという。ここから、水上居民に彼ら自身で生活環境の維持を行わせようとする行政側の意図が読み取れる。さらに、

新村は、それぞれの家の家主が参加する、生活改善組合の支配下に入るだろうと考えています。当組合は、家賃を集金し、村のメンテナンスや事業に付随する、あらゆる問題を処理するのです。また、生活改善組合のために漁農處の代表と、生活改善組合の代表、そして衛理公会の代表の三人で構成される諮問委員会がつくられるでしょう。諮問委員会の役割は、それぞれの機関で生じた問題に対応することです。⁽⁹⁹⁾

と、衛理公会が述べていように、水上居民が新村に定住する際、生活改善組合に加入し、それによって彼ら自身で問題を解決する体制を整えるように求めている。これは、村のメンテナンスや事業の問題を処理するための財源の確保、また彼らが移住後も社会的紐帯を得られることをも目指していたと言える。

この生活改善組合の諮問委員会が、「陸上引き上げ」政策に関与した行政機関やその資金援助を行った衛理公会の代表で構成されていることから、そもそも彼らの組織への加入、即ち組合員登録は彼らを行政の管理下に置くことを意味している。というのも、その組織の諮問委員会の構成メンバーに、行政官を含むということは、元洲仔の水上居民の間で生じた問題の解決に、水上居民の公的機関の介入がしやすいからである。こうした体制を整えた志願団体及び政庁の態度は、社会統御あるいは管理を試みていることの現れと言える。

以上から、元洲仔水上居民の「陸上引き上げ」政策過程の中で形成された互助組織には、二つの側面が見てとれる。第

一に、彼ら主体の組織を形成することで、具体的に自身の生活レベルの向上、政策に伴って生じる諸問題について対応を話し合い、行動する機会を得ることができるようになったという「自治」の側面である。それは同時に、政庁側からみれば、植民地下の住民を有効に統制する手段ともなり得た。これが第二の側面、「下層民統制」と看做し得る。

おわりに

もちろん水上居民の「陸あがり」は、一九六〇年代に始まったものではなく、個別的にはそれ以前から見られる事象であった。しかし一九六〇年代のそれは、水上社会全体の変化を引き起こす程の大規模な「陸あがり」であった。本稿では、大埔元洲仔の水上居民が吓吭へ陸上定住するために練られた政策計画過程の検討を通じて、それに対する行政の態度を明らかにした。つまり、水上居民が政庁側の説得あるいは強制なく、そして助力も妨害もない自発的行為としての「陸あがり」ではなく、移住先の選出や諸機関との交渉をはじめとする全ての政策段階において、行政の関与があつたことがわかる。それは、水上居民の陸上定住先を選出している過程や本政策に対する資金援助を基督教団体に要請している過程で顕著に現れている。また、そもそも衛生問題を政策に含み、新界民政署及び大埔理民府自らの政策主導権範囲を拡大したことは、関与しようとする態度の現れであろう。従って、行政の放任的な態度というよりはむしろ、水上居民の陸上住み替えに対して、積極的に援助・関与しようとしている行政側の態度と言える。

加えて、水上居民が新しい村に定住する際、その諮問委員会に行政官を含む生活改善組合に加入させようとしていることは、行政の管理を容易に受けられる環境に彼らを置こうとしていることを意味している。こうした行政の態度は、言い換えれば、水上居民を行政を以て管理すべき対象と見なしていると言える。一方、水上居民の立場で「陸あがり」を捉えると、陸上へ移住することは、行政の管理下に置かれること、あるいは新界の人口の一部となることを表していた。

本稿では、移住政策の計画を考察することで、行政の関与を明らかにしたが、実際に新村建設の様子や水上居民が陸上定住する様子、定住後の状況、即ち政策実施過程や政策評価過程について、諸機関が如何なる議論を行っていたのか言及するには至らなかった。そこで、本稿で取り上げることのできなかったこれらの問題は、別稿を設け改めて検討したい。また政策設定過程における議論を詳細に検討するため、民政事務署に集められた文書史料を引用した。しかしそれ故に、衛理公会や馬海、布政司がこの問題を如何なる議論を経て許可したのか、触れることができなかった。歴史檔案館所蔵の文書に加えて、関係機関の所有する史料、香港政府憲報 (Hong Kong Government Gazette) や香港立法会 (Legislative Council) の報告書も参照しながら、大埔元洲仔水上居民の「陸上引き上げ」政策を再考する。これはまた、当地の水上居民「陸あがり」及び吓吡村的建設に関与した、行政機関や志願団体、関心をもつ人々のねらい、目的を理解することにもつながると思われる。

註

(1) 「水上居民」という語について説明しておく。華南の水上居民が学術研究の対象となった一九三〇年以來、彼らを「蠻民^{たんな}」あるいは「蠻家^{たなか}」と表記してきた。「蠻民」とは本来、広東語を日常語としている水上居民を示す広東語であったが、彼らに対する陸上生活者の意識が歴史的に変化し、非漢族と看做すようになったことで、「蠻民」という語には、「…無知で読み書きができず、バクチやアヘン吸引、娼婦買いの悪習を子供のころから身につけており、それ以外の楽しみを知らず墮落した連中」という差別的イ

メージが付与されるようになった(可児弘明『香港の水上居民―中国社会史の断面―』岩波書店、一九七〇年、二頁)。従って、「蠻民」という語を学術用語として使用することには慎重でなければならない。また近年、長沼さやかにより、珠江デルタにおける水上居民像の諸相が明らかにされた(長沼さやか『広東の水上居民―珠江デルタ漢族のエスニシティとその変容』風響社、二〇一〇年)。長沼によれば、陸地定住化に伴って、水上生活という特殊な生活様式が失われても、なおも水上居民とカテゴライズされる人々が存在するが、それは陸上漢族の正統性を際立たせる

ために形を変えながら維持されているという。本稿は、香港政庁等の行政文書を史料として多用しているが、文書史料上では、水上居民は“Boat People”、“Boat Dweller”と記述されている。もちろん行政機関は年次報告に記述されているように、「蟹民」とその他の水上居民—閩南語を日常語とする「鶴佬」漁民等—の違いを認識しているものの、実際の政策過程においては、その違いを強調せずに両者を一括して政策対象者と判断している。そこで本稿では文書史料に基づき、特に支障のない限り「水上居民」という語を使用する。

(2) 再定住とは、水上居民が陸上に住み替えることを指している。本稿では、外部から水上居民の陸上居住を促す場合や、彼らを陸上に移住させようと政策実現のための条件になり得る場合には、その事象を「陸上引き上げ」と称す。しかし、水上居民に立脚した見解を述べる場合には、彼らの意識をよく現わし得る「陸あがり」という語を用いている。なお、「陸あがり」は羽原又吉『漂海民』（岩波書店、一九六三年、八頁）以来、国内の水上居民研究者の間ですでに定着した表現であるので、本稿もこれに倣った。

(3) その先駆者は陳序経（『蟹民的研究』上海：商務印書館、一九四六年）に加えて、伍銳麟（『沙南蛋民調査專號』『嶺南學報』第三卷第一期、一九三四年）や『三水蟹民調査』台北東方文化書局、一九四八年）であろう。両氏は、歴史文献上の蟹家に関する記述を丹念に分析し、その

起源説を提唱しているだけでなく、地理的分布や人口、職業、社会生活等多岐にわたって記述している。一九四〇年代東亜研究所の依頼を受けた何格恩による『蟹民調査報告』（東亜研究所廣東事務所、一九四四年）、一九五〇年代に中華人民共和国における民族識別工作の調査として実施された、広東省民俗事務委員会による調査報告書である『廣東蛋民社会調査』（再刊、中山大学出版社、二〇〇一年）からは、研究者自らの現地調査に基づく当時の「蟹民」の実態を捉えることができる。

(4) Barbara E. Ward, “A Hong Kong Fishing Village,” *Journal of Oriental Studies*, 1954, pp. 195-214; do., “Varieties of the Conscious Model: The Fishermen of South China” In Banton, Michael. *The Relevance of Models for Social Anthropology*. London: Tavistock, 1965, pp. 113-137.

(5) Kani Hiroaki, *A General Survey of the People in Hong Kong* (Southeast Asia Studies Section, New Asia University of Hong Kong, 1967) 及び前註一。

(6) Eugene N. Anderson Jr., *The Floating World of Castle Peak Bay*, Washington, D.C.: American Anthropological Association, 1970.

(7) 渡邊欣雄「香港水上居民の家族生活—長洲島を事例とした予備的調査報告—」『アジア諸民族の歴史と文化—白鳥芳郎教授古稀記念論叢—』六興出版、一九九〇年、一一五—一四〇頁。

- (8) Kani, 1967, p.47.
- (9) *Hong Kong Star*, 18th May, 1970.
- (10) 棚屋は、水中に木製の柱を立て、その上に棚頭と呼ばれる、漁業作業の補給や漁具の修理、居住できる空間が設けられた。すなわち、船は仕事場兼住居スペースであった第一段階の形式から脱し、漁業をするための道具に変化したつとあると言える。
- (11) 廖迪生、張兆和『香港地区史研究之二 大澳』三联書店、二〇〇六年、一一七頁。
- (12) 段階的に「陸あがり」する様子は、恒久的に「陸あがり」することが単に家を変えただけでなく、生活そのものを根本的に変える大事件であり、彼らが陸上生活へ完全転換することに、抵抗意識を持っていた可能性を示唆している。
- (13) 香港歴史檔案館は、主に第二次世界大戦終了後の文書を所蔵し、ファイル番号に記されているHKRS (Hong Kong Record Series) とは、行政機関で作成された公文書——新聞記事のスクラップを含む——であることを表している。なお「HKRS1075-2」は、民政事務総署 (Home Affairs) ——香港政庁と住民の間の意思疎通を図るために設けられた機関——によって実施された政策に関する文書を収録している。
- (14) James, Hayes *The great difference : Hong Kong's New Territories and its people, 1898-2004*, Hong Kong University Press, 2007

- 及び *Hong Kong Annual Reports*, Hong Kong Government Press, 1964, p. 273 を参照。
- (15) 廖迪生「浮家泛宅・大埔漁民的社會與生活」(ト永堅、廖迪生主編『大埔傳統與文物』大埔區議會出版、二〇〇八年、九二—一〇三頁) を参照。
- (16) 同書の他に、大埔理民府による一九六五年五月一二日の人口調査や、基督教世界服務委員会による一九六六年六月一六日の水上社会経済に関する調査、一九六六年九月二一日に行われた馬海による都市計画準備調査があり、多様なテーマで実施されている。
- (17) 前掲、可児一九七〇年、一六六頁。
- (18) 「元洲仔の近くは漁村である。二〇艘の延縄漁船、二〇艘の蝦トロール漁船、一〇艘の泥艇、五〇艘の簾仔、そして大部分が巾着網漁船であった。」(Kani, 1967, p.47) という可児の記述は、本調査で明らかにされている状況とは異なる状況を示していることが確認できる。つまり、巾着網漁船は、動力漁船及び非動力漁船ともに決して少なくはないが、「大部分が巾着網漁船」であるとは言えない。こうした事情から、本稿で引用している資料と可児のそれは、異なっていることが窺える。
- (19) From: District Commissioner New Territories, To: District Officer of Tai Po, Date: 7th June, 1963 (HKRS1075-2-78 31).
- (20) *South China Morning Post*, 17th July, 1969.
- (21) *Hong Kong Star*, 17th November, 1964.

- (22) *Hong Kong Star*, 28th June, 1968.
- (23) From: District Officer of Tai Po, To: Washington Herman, Date: 12th February, 1965 (HKRS1075-2-78 38').
- (24) From: Bray D.C., To: District Commissioner New Territories, Date: 15th February, 1962 (HKRS1075-2-78 1).
- (25) From: Principal Medical Officer of Health New Territories, To: District Officer of Tai Po, Date: 10th August, 1962 (HKRS1075-2-78 2).
- (26) From: District Commissioner New Territories, To: Principal Medical Officer of Health New Territories, Date: 15th August, 1962 (HKRS1075-2-78 3).
- (27) *Ibid*.
- (28) 一九六三年三月二日新界民政署が、「一九六二年一月二一日の大埔で開催された長時間の会議にもかかわらず、大埔における大規模な水上居民を減らすという問題を全く前進させていない。」(HKRS1075-2-78 20)と述べたことから、本会議を政策の前段階として捉えていたと考える。また本会議でなされた議論は、その後「陸上引き上げ」の施策過程で、実際に対応しており初期の政策目的を示すものと考え得る。
- (29) 議事録によれば、会議の出席者は新界郷議局局長、海事處職員、新界民政署職員、大埔理民官など六名であった。(HKRS1075-2-78 9)に議事録所収)
- (30) *Ibid*.
- (31) From: District Commissioner New Territories, To: District Officer of Tai Po, Date: 2dn December, 1964 (HKRS1075-2-78 33).
- (32) From: District Officer of Tai Po (Luddington, Attn), To: District Commissioner New Territories (Trail, R.O.), Date: 13th November, 1962 (HKRS1075-2-78 7)
- (33) From: District Commissioner New Territories, To: District Officer of Tai Po, Date: 15th December, 1962 (HKRS1075-2-78 13).
- (34) From: District Commissioner, New Territories, To: Co-operative Development & Fisheries Department, Date: 2nd March, 1963 (HKRS1075-2-78 20).
- (35) 前註33を参照。
- (36) 漁貸とは、水上居民が政府から融資をうけ、卸売市場へ水揚げするたびに返済する仕組みのこと。(前掲、可児一九七〇年「四七頁を参照」)。
- (37) HKRS1075-2-79 127.
- (38) From: District Officer of Tai Po, To: Hon. District Commissioner New Territories, Date: 14th February, 1966.
- (39) ただし、鄭肇祺、廖迪生主編『大埔傳統與文物』(大埔区議會出版、二〇〇八年)によれば、元洲仔を含む大埔におけるニュータウン建設が一九七〇年代後半以降行われたことが確認でき、当該地域の水上居民の理解が、最終的に正しいものになったことを知り得る。この政策について

- は、別稿で詳細な分析をした。
- (40) *Hong Kong Star*, 1st June, 1965.
- (41) *Hong Kong Star*, 24th March, 1969.
- (42) 「香港仔艇戸之社會服務需求調查」『社聯季刊』一九七九年春季、第六八期一七頁。
- (43) 蔡志祥「模作他者：以香港新界東北吉澳島的節日、儀式和族群為中心」『歷史人類學學刊』第九卷二期、二〇一年、六五—八五頁を参照。水上居民の「陸あがり」願望についての問題は、改めて考察したい。
- (44) From: District Officer of Tai Po, To: District Commissioner New Territories, Date: 24th August 1967 (HKRS1075-279 129) を参照。
- (45) From: District Officer of Tai Po, Date: 21th October, 1967.
- (46) 簡易住居というのは、煉瓦やセメントの柱を使わず、粗末な板の上に、油紙で覆われた木の屋根が乗っただけ、天候の影響を受けやすく、雨天には雨漏り、晴天には熱帯の日照りで屋根が熱くなる構築物であった。これは、一九五〇年代前後から香港に流入し続けていたスクォーターと同様の住居施設であった。
- (47) From: District Officer of Tai Po, To: Water Authority, Director of Fire Services, Date: 23rd April, 1963 (HKRS1075-2-78 27).
- (48) From: District of Fire Services, To: District Officer of Tai Po, Date: 3rd May, 1963 (HKRS1075-2-78 28).
- (49) From: Water Authority, To: District Officer of Tai Po, Date: 3rd May, 1963 (HKRS1075-2-78 29).
- (50) なお、こうした水場の管理は、移住先選択の検討基準のみならず土地の貸付許可基準において、なおも重要な指標となっていた。というのも、「周知の通り、大埔汀角路沿いの吓坑は利用可能であり適地です。当地は、地取りや排水設備に関するいくつかの小さな問題が解決されればすぐに、福利基金会に再交付されるでしょう」(From: District Officer of Tai Po, To: The Methodist Plummer Fund Committee Hong Kong, Date: 19th June, 1967, HKRS1075-2-79 114) とらう。一九六七、六月十九日の大埔理民府の発言が示すように、排水設備の設置問題が解決されなければ、水上居民の移住地は引き渡されない定めとなっているのである。
- (51) From: District Officer of Tai Po, To: District Commissioner New Territories, Date: 29th May, 1963 (HKRS1075-2-78 30).
- (52) From: District Commissioner New Territories, To: District Officer of Tai Po, Date: 7th June, 1963 (HKRS1075-2-78 31).
- (53) HKRS1075-2-78 38.
- (54) HKRS1075-2-78 74.
- (55) From: District Officer of Tai Po, To: District Commissioner New Territories, Date: 31st August, 1966 (HKRS1075-2-79).
- (56) HKRS HKRS1075-2-78 81 及び HKRS1075-2-78 129 を参照。

- (57) 横山昭市「香港における工業化の発展とその要因に関する研究」『愛媛大学紀要』社会科学第四巻第四号、一九六六年、一八一—一九頁。
- (58) 邢福増「基督教新村」的社會服務工作：五、六十年代香港衛理公會的個案研究」（劉義章、黃文江合編）『香港社會與文化史論集』香港中文大學聯合書院、二〇〇二年、一五三頁。
- (59) 陳淦、黃鑾堅「爲西貢及び青衣島漁民提供適社會服務」『社聯季刊』一九七九年春季、第六八期、三二—三四頁。
- (60) 葉西山牧師「大埔漁民的生活」『社聯季刊』一九七九年春季、第六八期、二九—三一頁。
- (61) James Hayes, *Tsuen Wan : Growth of a New Town and its People*, Oxford University Press, 1993, pp.53-54.
- (62) 前掲「可児一九七〇年」、一六七頁。
- (63) From: District Officer of Tai Po, To: Hon. District Commissioner New Territories, (Walden, J.C.C.). Date: 26th August, 1966 (HKRS1075-2-78 81).
- (64) From: Spence Robinson (Prescott & Thornburrow David A.), To: New Territories Administration, Date: 18th January, 1966 (HKRS1075-2-78 60⁷)
- (65) From: Church World Service, To: The Assistant District Officer of Tai Po, Date: 16th June, 1966 (HKRS1075-2-78 78⁷).
- (66) HKRS1075-2-79 140⁷.

- (67) From: Methodist Church, To: District Officer of Tai Po, Date: 18th April, 1967 (HKRS1075-2-78 101).
- (68) From: Spence Robinson (Thornburrow, David A.), To: The Methodist Church (McIntosh, Kenneth B.), Date: 26th January, 1967 (HKRS1075-2-78 95)
- (69) From: District Commissioner New Territories, To: District Officer of Tai Po, Date: 6th June, 1967 (HKRS1075-2-78 110).
- (70) 前註56を参照。
- (71) From: The Methodist Church, To: District Officer of Tai Po, Date: 29th June, 1967
- (72) 前註44を参照。
- (73) From: District Commissioner New Territories, (Walden, J.C.C.), To: District Officer of Tai Po, Date: 31st August, 1966 (HKRS1075-2-78 82).
- (74) From: District Officer Tai Po (Bedford), To: Methodist Church, Date: 25th November, 1966 (HKRS1075-2-78 90) 参照。
- (75) From: Spence Robinson (Thornburrow David A.), To: Methodist Church (McIntosh, Kenneth B.), Date: 26th January, 1967 (HKRS1075-2-78 95) を参照。
- (76) HKRS1075-2-78 95.
- (77) Ibid.
- (78) 前註44参照。
- (79) District Estate Surveyer for District Officer of Tai Po (

- Scott-will, D.M.), Date: 2nd June, 1967 (HKRS HKRS1075-2-78 108).
- (80) *The Asia Magazine*, 21st February, 1965.
- (81) 前掲、可児一九七〇年、六九頁を参照。
- (82) 前掲、廖二〇〇六年、一一七頁。
- (83) 松村伸『香港―多層都市：現代亞州城市觀察』東方書店、一九九七年、二五―三〇頁。
- (84) From: Spence Robinson, To: Lee Shing Yue Const. Co., Hung Cheong Bldg. Contr., Tung Cheung Const. Co., Lokwood Const. Co., Tai Chung Const. Co., Tom Const. Co., Vibro (HK) Ltd., James Woo Const. Co., Date: 27th June, 1967 (HKRS1075-2-79 121).
- (85) 前掲、可児一九七〇年、二〇頁。
- (86) 謝愼生、盧維亞『香港漁民概況』中国漁民協進會、一九四〇年、四四―四五頁。
- (87) 前掲、廖二〇〇六年、一三九―一四〇頁を参照。
- (88) Anderson, 1970, p.90.
- (89) 前掲、渡邊一九九〇年、一二三頁。
- (90) Anderson, 1970, p.93.
- (91) 白鳥芳郎「香港銅鑼灣の天后廟に伝わる水上生活民の家譜―上智大学香港調査の収穫―」『上智史学』（通号三〇）、一九八五年、一〇三―一〇七頁。また前掲、蔡二〇一一年、六五―八五頁にも同様の状況が示されている。
- (92) HKRS70-2-130.
- (93) From: Agriculture & Fishery Department, To: DDistrict Officer of Tai Po, Date: 5th October, 1967(HKRS1075-2-134).
- (94) HKRS1075-2-79 136.
- (95) Ibid.
- (96) From: Agriculture & Fishery Department, To: District Commissioner New Territories, District Officer of Tai Po, Date: 11th May, 1967 (HKRS1075-2-79).
- (97) なおブルマー救済基金委員会の一九六七年四月一日日付書翰で、生活協同組合に基づいて、元洲仔の水上居民の移住を整理させたいと述べ、水上居民自身の組織を形成させることを提案し、「陸上引き上げ」政策を促進させようとした。
- (98) 前註44を参照。
- (99) From: The Methodist Church, To: District Officer of Tai Po, Date: 5th January, 1968 (HKRS1075-2-80).
- (お茶の水女子大学大学院博士後期課程)